岩手県告示第550号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第３号に規定する養殖業に係る次の加入区及び養殖業の区分について、同法第108条第５項において準用する同法第105条の２第４項の規定により、同条第３項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第４項に規定する要件に適合すると認める。

令和８年10月13日

岩手県知事　達　増　拓　也

加入区の名称	養殖業の区分
田野畑村	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
三陸やまだ	わかめ養殖業
釜石湾	こんぶ養殖業
綾里	わかめ養殖業